

多面的機能発揮促進事業に関する計画

1 多面的機能発揮促進事業の目標

1. 現況

2. 目標

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

種類(実施するものに を付すこと。)

1号事業(多面的機能支払交付金)	
	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号。以下「法」という。)第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動(以下「イの活動」という。) (農地維持支払交付金)
	法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動(以下「ロの活動」という。) (資源向上支払交付金)
	2号事業(中山間地域等直接支払交付金)
	3号事業(環境保全型農業直接支払交付金)
	4号事業(その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業)

実施区域

(2) 活動の内容等

1号事業

1) 事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

2) 活動の内容

3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

4 農業者団体等の構成員に係る事項